

## 益子町通級指導教室実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定に基づき、益子町立小学校に在学（以下を「在外校」という。）する児童に対して、自校又は他の小学校において通級による指導を行う場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(通級指導教室)

第2条 通級による特別の指導を行う場所（以下「通級指導教室」という）は、つぎのとおりとする。

通級指導教室名	設置校	対象とする児童
スマイル教室	益子町立益子小学校	言語障害等ある児童

(通級指導教室の教育相談申込等)

第3条 通級による指導を受けようとする児童の保護者は、当該児童の在籍校及び通級による指導を受けさせる学校（以下「通級指導校」という。）の校長に対し、教育相談申込書（様式第1号）を提出するものとする。

2 通級指導校の校長は、児童（就学予定者のうち、就学すべき小学校以外の他の小学校等において通級による指導を受けることが必要なものを含む。）に通級指導教室で指導を受けさせる必要があるときは、当該児童の保護者に対し、教育相談及び検査の実施について（様式第2号）を、当該児童の在籍校の校長に対し、教育相談及び検査の実施について（様式第3号）を通知するものとする。

3 通級指導校の校長は前項の通知を受けた児童について、通級による指導を受けることが適当と認めるときは、当該児童の氏名等通級による指導に必要な事項を教育委員会及び在籍校の校長に対し、教育相談及び検査の結果について（様式第4号）を、当該児童の保護者に対し、教育相談及び検査の結果について（様式第5号）により通知する。

4 前項の通知に当たって、通級指導校の校長は、あらかじめ教育委員会や教育支援委員会等の意見を聴取するものとする。

(特別の教育課程の編成等)

第4条 在籍校及び通級指導校の校長は、前条第3項の通知を受けたときは、当該児童に係る教育課程の編成について協議を行うものとする。

2 通級指導校の校長は、前項の協議が終了したときは、当該児童に係る当該学校における通級による指導の教育課程編成等を教育委員会及び在籍校の校長に対し、届出するものとする。

(保護者への通知等)

(通級指導教室の申込等)

第5条 当該児童の保護者は、第3条第4項の通知があったときは、教育委員会及び在籍校の校長に対し、ことばの教室通級申込書(様式第6号)により、在籍校の校長は、教育委員会及び通級指導校の校長に対し、ことばの教室通級申込書(様式第7号)とことばの教室通級申込書(様式第6号)の写しを添付し、提出するものとする。

2 教育委員会及び通級指導校の校長は、前項の提出があったときは、在籍校の校長に対し、通級による指導の通知書(様式第8号)を、当該児童の保護者に対し、通級による指導の通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(通級による指導の終了)

第6条 在籍校の校長は、他の小学校等において通級による指導を受けている児童について、通級指導校の校長と協議の上、当該指導を受ける必要がなくなったものと判断するときは、教育委員会に対し、通級による指導を終了する児童の通知書(様式第10号)により通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の通知を受けた児童について、通級による指導を受ける必要がないと認めるときは、当該児童の保護者に対し、通級による指導を終了する児童の通知書(様式第11号)により通知するものとする。

3 前項の通知に当たっては、教育委員会は、あらかじめ教育支援委員会や通級指導教室担当等の意見を聴取するものとする。

(その他)

第7条 その他通級指導教室を行う場合の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。